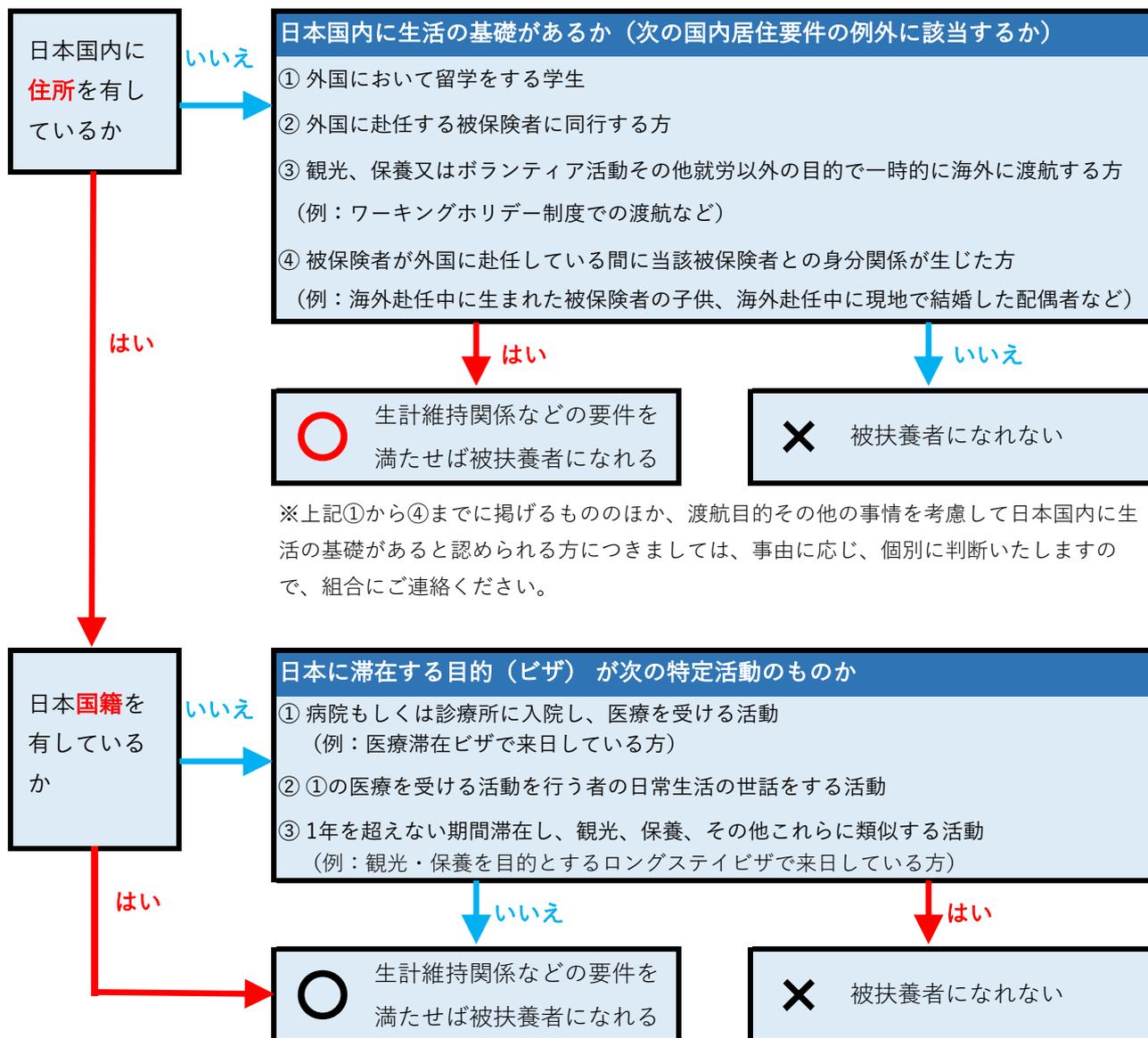


【参考資料】改正内容のチャート図



○ 生計維持関係などの要件を満たせば被扶養者になれる

× 被扶養者になれない

※上記①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる方につきましては、事由に応じ、個別に判断いたしますので、組合にご連絡ください。

○ 生計維持関係などの要件を満たせば被扶養者になれる

× 被扶養者になれない

- 現在、認定中の被扶養者の方で、チャートの結果「**×**被扶養者になれない」に該当される方につきましては、令和2年4月1日付けで、被扶養者削除の届出が必要となります。
- 令和2年4月1日以降の扶養申請については、従来の添付書類に加え、直近の住民票を添付してください。ただし、「被扶養者（異動）届」にマイナンバーの記載がある場合は添付を省略することができます。
- 令和2年4月1日以降の扶養申請において、チャートの結果**○**に該当される方は、「被扶養者（異動）届」の備考欄に「例外該当事由」を記載のうえ、以下の例外該当事由に応じた証明書類を添付してください。

例外該当事由	添付書類
① 外国において留学をする学生	ビザ、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
② 外国に赴任する被保険者に同行する方	ビザ、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する方	ビザ、ボランティア派遣機関の証明書、ボランティアの参加同意書等の写し
④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた方	出生や婚姻等を証明する書類等の写し

※書類が外国語で作成されている場合は、その書類に加え、翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文が必要です。